

譲渡・譲受・消費に係る手続きについて

1 譲渡許可

火薬類を譲り渡す方は、都道府県知事の許可が必要です。 ただし、以下に示すような場合(法第17条に規定)は許可が不要です。 (許可不要とされている例)

- ・製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。
- ・販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた 火薬類を譲り渡すとき。

以下の書類が必要です。(提出部数:3部)

- (1) 火薬類譲渡許可申請書(規則様式)
- (2) 譲渡する相手が譲り受ける事ができる者であることを示す書類

2 譲受許可

火薬類を譲り受ける方は、都道府県知事の許可が必要です。 ただし、以下に示すような場合(法第17条に規定)は許可が不要です。 (許可不要とされている例)

- ・輸入の許可を得て火薬類を譲り受けるとき。
- ・法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その 目的で火薬類を譲り受けるとき。

以下の書類が必要です。(提出部数:3部)

- (1) 火薬類讓受許可申請書(規則様式)
- (2) 請負契約書の写し等請負契約を示す書類

|3 譲受・消費許可|

譲受及び消費の許可をする都道府県知事が同一である場所において、 消費の許可をあわせて譲受の許可を受けようとする方は都道府県知事の 許可が必要です。

以下の書類が必要です。(提出部数:3部)

- (1) 火薬類讓受·消費許可申請書(規則様式)
- (2) 火薬類消費計画書(県細則様式)
- (3) 火薬類消費許可申請に係る証明書(県細則様式)

(4) 火薬類取扱者名簿(県細則様式)

※名簿に記載されている者については、手帳の提示を求め保安責任者 等の選解任の状況を確認します。

- (5) 消費場所付近見取図
- (6) 火薬類取扱所・火工所の構造及び仕様書
- (7) 請負工事の場合は工事請負契約を示す書面
- (8) 消費場所の消費者が申請と異なる場合はその消費に係る承諾書
- (9) 消費場所付近に家屋がある場合はその所有者(占有者)の承諾書
- (10) 火薬類の消費について付近住民との間に紛争が生じた場合は、誠意をもって解決する旨の誓約書

4 消費の届出

コンクリート破砕器を無許可消費数量の範囲で消費する場合は届出が必要です。

以下の書類が必要です。(提出部数:2部) コンクリート破砕器消費届(県細則様式)

5 消費許可申請書記載事項変更報告書

消費許可申請書(火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。)又は火薬類消費計画書の記載事項に変更があった場合は報告が必要です。

以下の書類が必要です。(提出部数:2部)

- (1) 消費許可申請書記載事項変更報告書(県細則様式)
- (2) 変更を証する書類(登記事項全部証明書等)

6 消費許可証記載事項変更届出

住所、氏名又は名称(会社名の変更)、職業、有効期間(※)を変更する場合は届出が必要です。

以下の書類が必要です。(提出部数:2部) 消費許可証記載事項変更届出(県細則様式)